

令和4年度 社会課題の解決に向けた企業連携型開発支援事業 仕様書

- 1 委託業務名
社会課題の解決に向けた企業連携型開発支援事業
- 2 委託業務の目的
社会課題の解決に資する画期的な新製品の開発を促進するため、埼玉県内企業の取組を支援する
- 3 委託期間
契約締結の日から令和5年2月28日までとする。
- 4 委託業務の内容について
委託業務の内容は次の(1)、(2)すべてを満たす製品を開発するために行う試作品の製作とする。
 - (1) 埼玉県が直面している社会課題の解決に資する新たな製品の開発
 - (2) 以下に掲げる項目に関わる開発であり、先端技術を活用し新たな付加価値創出に寄与するもの。
デジタル、バイオ、マテリアル、カーボンニュートラル
 - (3) 受託者以外に、上記分野に精通した企業が共同開発メンバーに含まれていること。
※この募集要項において、共同開発メンバーとは、応募企業と連携し研究開発を行うための事業者（企業、大学、研究機関等）を指す。
- 5 委託料の内訳について
委託業務に含めることができる経費は、前項の事業を行う上で必要となる経費のうち別表の経費とする。
- 6 書類の整備等
 - (1) 委託先事業者は、事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
 - (2) 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。
- 7 委託事業の公開
公社理事長は、事業により行った事業について、必要があると認められるときは、その事業の情報（事業者名、事業テーマ名、金額等）を公開する場合がある。
- 8 その他
本仕様書に記載ある事項に疑義がある場合、または記載のない事項がある場合は事前に公社と協議すること。

対 象 経 費

経費区分	内 容
原材料費 消耗品費	試作品等の構成部分、製品開発等の実施に直接使用し消費される原材料、消耗品の購入に要する経費 <注意事項> ① 購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、事業終了時には使い切ることとする。事業終了時点での未使用残高は対象とならない(消費した部分のみ) ② 原材料等を対象として計上する場合は、受払簿を作成し、受払いを明確にすること。仕損じ品やテストピース等は写真撮影等により確認できるようにしておくこと。
委 託 費	自社内で不可能な製品開発事業の一部について、外部の事業者等に委託する場合に要する経費